

○みなかみ町移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第82号

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者、障害児及び難病患者等（以下「障害者等」という。）に対して、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(平25告示11・一部改正)

(実施主体)

第2条 移動支援事業の実施主体は、みなかみ町とし、事業の一部（サービス実施の決定、費用負担区分の決定を除く。）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定による同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者その他町長が適当と認めた法人等に委託することができるものとする。

(平25告示11・一部改正)

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 屋外での活動に著しい制限のある視覚障害者及び視覚障害児。ただし、同行援護サービスの提供を受けている者を除く。
- (2) 全身性障害者及び全身性障害児（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。）。ただし、重度訪問介護サービスの提供を受けている者を除く。
- (3) 知的障害者、知的障害児及び精神障害者。ただし、行動援護サービスの提供を受けている者は除く。
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）。であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及び児童福祉法第4条第2項に規定する難病等であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者で、難病等に起因した症状がより重度の状態の時の身体の状態が同条第2号と同等の者又はこれに準ずるもの。ただし、法に基づく重度訪問介護サービスの提供を受けている者を除く。

(平23告示85・平29告示98・一部改正)

(事業の内容)

第4条 実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援事業の時間は、30分を一単位とする。

- (2) 委託を受けた事業者が行う移動支援の内容は、以下のとおりとする。
- ・余暇活動及び社会参加のための外出支援
  - ・社会生活上不可欠な外出支援
- (3) 移動支援事業の実施方法は、次のとおりとする。
- ・個別支援型 障害者等 1 人に対し、常に 1 人以上のサービスの提供者が対応する移動支援
  - ・グループ支援型 複数の障害者等に対し、常に 1 人以上のサービスの提供者が対応する移動支援
- (4) サービス提供者が法人所有車等を運転する場合の移動時間は、本事業の報酬算定の対象外とする。（町長が、運転手以外の介護者の同乗を認めた場合を除く。）
- (5) 移動支援事業の対象となるサービス提供時間は、開始及び終了時間が 7 時から 21 時までの間を原則とする。

（平20告示47・一部改正）

（事業の実施）

- 第 5 条 移動支援を受けようとする障害者等は、移動支援事業利用申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要すると町長が認める場合は、申請書の提出は事後でも差し支えないものとする。
- 2 町長は、申請があった場合は、その必要性を検討し、できる限り速やかに利用の可否を決定するものとする。
- 3 町長は、利用を決定した申請者（以下「利用者」という。）の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分勘案して、1 ヶ月あたりのサービス利用決定時間（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）、利用期間、利用者負担上限月額、サービスに要する費用の額の算定に用いる単価、2 人介護の必要性の有無等を決定するものとする。
- 4 町長は、利用の可否を決定したときは、当該障害者等に対し、サービス決定時間等を移動支援事業利用決定通知書（様式第 2 号）により障害者等に通知し、移動支援事業利用者証（様式第 3 号）を交付するものとする。
- 5 町長は、この事業の利用者について、定期的に便宜の供与の継続の要否について見直しを行うものとする。
- 6 町長は、第 2 項の規定により利用を不相当と決めたときは、申請者に対し移動支援事業利用却下決定通知書（様式第 3 号の 1）により通知する。
- 7 利用者は利用決定内容の変更を希望する場合は、移動支援事業利用内容変更申請書（様式第 3 号の 2）を町長に提出しなければならない。
- 8 町長は前項に規定する申請があった場合は、その必要性を検討し、利用の可否を決定し移動支援事業利用内容変更決定（却下）通知書（様式第 3 号の 3）により通知するものとする。

(平20告示47・一部改正)

(利用の変更及び廃止)

第6条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業変更（廃止）届（様式第4号）により町長に届けなければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用を中止しようとするとき。

(利用の取り消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業取消通知書（様式第5号）により第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他町長が、利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第8条 利用者が、この事業を利用しようとするときは、利用者証を事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用者負担額)

第9条 利用者は、事業に要する経費の一部として別表第1に掲げる金額（以下「利用者負担額」という。）を直接事業者を支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときの料金は、利用者負担額とは別に利用者が負担しなければならない。

2 前項の規定において、同一月の利用者負担額の上限については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条及び附則第11条の規定を準用して算定した額とし、これを超えた額については、町が負担するものとする。

(平23告示85・全改、平25告示11・一部改正)

(委託料)

第10条 第2条の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表第2に掲げる金額を事業に対して支払うものとする。

(委託費用の請求及び支払い)

第11条 町長は、委託を受けた事業者に対して、次により委託費を支弁するものとする。

- (1) 委託費の請求、支払いに関する事務は次によることとする。
  - ア 支払いは、各月支払いとする。委託を受けた事業者は、支援提供月の翌月10日までに移動支援事業委託費用請求書（様式第6号）により町長に請求するものとする。
  - イ 町長は、委託費の請求書を受理したときは、これを審査し支援提供月の翌々月末までに支払うものとする。
- (2) 町長は、委託した経費の経理の状況等について調査が必要と認めたときは、調査を

行うことができるものとする。

(平20告示47・一部改正)

(移動支援事業に関する記録、諸帳簿等)

第12条 委託を受けた事業者は、移動支援事業について明確に経理するとともに、移動支援事業に関する諸記録、帳簿等を次のとおり整備しなければならない。

- (1) 移動支援事業の活動内容を記録した業務日誌
- (2) 町長からの委託料の経理に関する帳簿
- (3) その他事業に関する記録、帳簿等

(サービスを提供する者)

第13条 サービスを提供する者は、委託を受けた事業所が運営する指定障害福祉サービス事業所等に勤務する従業者であって、次に掲げる利用者の区分に応じた知識及び能力を有する者とする。

- (1) 視覚障害者及び視覚障害児 視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者又はこれらに準じる者として町長が認めた者
- (2) 全身性障害者及び全身性障害児 介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者又はこれらに準じる者として町長が認めた者
- (3) 知的障害者及び知的障害児 介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者又はこれらに準じる者として町長が認めた者
- (4) 精神障害者 介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者又はこれらに準じる者として町長が認めた者

(損害賠償措置)

第14条 委託を受けた事業者は、法人所有車等を利用してサービスを提供する場合、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に備えるため、次に定める保険金額を補償内容とする損害賠償保険に加入しなければならない。

- (1) 対人賠償 8,000万円以上
- (2) 対物賠償 200万円以上
- (3) 搭乗者障害特約付き

(実績報告)

第15条 委託を受けた事業者は、利用の状況及び委託料の経理等について、年度終了後速やかに町長に報告しなければならない。

(関係機関との連携等)

第16条 町長は、事業の実施に当たっては、保健福祉事務所、民生委員等の関係機関との連携を密にするとともに、本事業を委託している事業者等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日告示第56号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月22日告示第85号)

この告示は、平成23年11月22日から施行し、改正後のみなかみ町移動支援事業実施要綱の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第37号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日告示第98号)

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第9条関係）

（平20告示47・全改、平21告示56・全改、平23告示85・全改）

個別支援型

利用者負担

	30分	1時間	1.5時間	以降30分毎
身体介護を伴う	254円	402円	584円	83円
身体介護を伴わない	105円	197円	276円	70円

グループ支援型

利用者負担

	30分	1時間	1.5時間	以降30分毎
身体介護を伴う	190円	301円	438円	62円
身体介護を伴わない	78円	147円	207円	52円

別表第2（第10条関係）

（平20告示47・全改、平21告示56・全改）

個別支援型

市町村負担

	30分	1時間	1.5時間	以降30分毎
身体介護を伴う	2,286円	3,618円	5,256円	747円
身体介護を伴わない	945円	1,773円	2,484円	630円

グループ支援型

市町村負担

	30分	1時間	1.5時間	以降30分毎
身体介護を伴う	1,715円	2,714円	3,942円	560円
身体介護を伴わない	710円	1,330円	1,863円	473円